

就学援助の支給回数の追加について

1 主旨

就学援助の支給回数を追加し、保護者の学用品費等の支払いに対して、より速やかに支給することにより、きめ細やかな支援を行う。

2 内容

就学援助の支給月、及び支給回数は、現在、7・12・3月の年3回であるが、支給間隔の最も長い7～12月の間の10月に支給回を追加し、年4回とする。

3 スケジュール（予定）

- 7月下旬 第1回支給
- 10月下旬 第2回支給（追加）
- 12月下旬 第3回支給
- 3月下旬 第4回支給

※なお、上記のほか2月下旬に小・中学校新入学用品費入学前支給。